

平塚市立南原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえる。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身に苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組む。また、児童が安全・安心に学校生活を送るため、周囲の友人や教職員との信頼関係を築き、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組（重要な項目・内容）

- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ 学級や学校生活の中でいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 児童との信頼関係の確立に努め、児童一人ひとりが認められ「居場所」のある学級づくりを推進する。
- ・ 学校行事や地域の活動等を通して保護者並びに地域との連携を深めるとともに開かれた学校づくりに努める。
- ・ すべての児童の特性をふまえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進する。

(2) いじめの早期発見のための取組（重要な項目・内容）

- ・ いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努める。

- ・気になる児童、事案について毎月の職員会議で情報共有を行う。
- ・定期的な学校生活アンケート調査及びいじめについてのアンケート調査を実施し、状況把握に努める。【いじめアンケート（7月、2月）】
- ・教育面談や懇談会、家庭訪問等を通して、家庭との連携を深め、保護者との情報共有に努める。
- ・相談、通報のあった事案は、直ちに情報整理シートに内容や対応、経過等をまとめ関係職員と情報共有に努める。
- ・交換授業やオープンクラスによる授業の実施等、複数教員による指導・支援体制づくりに努める。
- ・スクールカウンセラーとの連携強化を図るとともに教育相談体制の整備に努める。また、スクールカウンセラー、管理職、関係職員で原則週に1回、情報交換を行う。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施しいじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

（3）いじめへの早期対応（重要な項目・内容）

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、その時点でいじめが発生したと見なして調査にあたり、すみやかに事実を確認する。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもある。
- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。またいじめに係る情報は適切に記録する。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。そしていじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止会議」は他の業務に優先して、かつ、即時、当該情報を提供・共有する。また共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行う。
- ・いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者との連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置をとる。
- ・出席停止となった児童に対しては教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行うものとする。

（4）インターネットを通じてのいじめへの対応（重要な項目・内容）

インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、関係機関と連携し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者に効果的に対処できるように情報モラル教育の充実や啓発活動を行う。インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設ける。

（5）アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存する。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存する。

3 「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議」を設置し、年4回（4月・7月・1月・3月）開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。なおいじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ即時、当該情報を速やかに本組織に報告する。

（１）「いじめ防止会議」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭等、校長が必要と認めた者。

（２）活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討 基本方針年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・生活アンケート内容の分析、今後の対応の検討
- ・緊急会議の開催

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手する。

（１）「緊急調査チーム」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、養護教諭、該当学年担任

＊事案内容により構成員については、市教育委員会と検討し、校長が任命する。

＊構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（２）活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査をする。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をする。
- ・市教育委員会へ調査結果報告をする。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。
- ・アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存。
- ・特段の支障がなければ公表。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見や再発防止に向けた自の取り組みを、学校評価等を通じて随時見直す。

改定の変遷

令和5年4月6日改定

令和6年4月16日改定

令和7年3月12日改訂

令和8年4月6日改訂